

告 訴 状

2013年9月19日

警察庁長官 米田 壮 殿

告訴人 島 崎 崇

〒389-2301 長野県木島平村穂高1455

電話 080-5013-9801

被告訴人1 警視庁 刑事部捜査第二課長 重松 弘教

被告訴人2 警視庁 刑事部捜査第二課 警部補 ナカハラと名乗る男

〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1

電話 03-3581-4321

【第1】 告訴の趣旨

上記の被告訴人1及び被告訴人2は、以下に記載する通り、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯したものと思料する。そこで、当該被告訴人らを厳重に処罰することを求め、刑事訴訟法第230条に基づき告訴する。

【第2】 告訴事実

1. 告訴人は、2013年8月21日付けの告発状及び付属資料を、同日、警視庁宛てに簡易書留郵便で送付し、刑事訴訟法第239条1項に基づく告発をした。この郵便物は、2013年8月22日に警視庁に配達された。

2. 2013年9月10日9時30分頃、警視庁から告訴人に対して電話があった。告

訴人は、応答できなかったが、その数分後に電話を掛け直したところ、被告訴人2が応じた。被告訴人2は、告訴人に対して、「告発状の内容は犯罪に該当しない。告発状を返送する。」などと述べた。告訴人は、「犯罪が成立しているか否かは、警察が判断することではない。告発の不受理は、告発権の侵害に当たり、認められない。公務員職権濫用罪で被告訴人2を告訴することを検討する。」などと応答した。

3. 被告訴人1及び被告訴人2は、2013年9月12日、告訴人が郵送した告発状及び付属資料を、告訴人宛てに簡易書留郵便で返送した。この郵便物は、2013年9月14日に告訴人に配達された。

4. 被告訴人1及び被告訴人2は、告訴人の告発に対して、刑事訴訟法等に従って適正に事件処理することなく、告発状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告発を無効ならしめた。この点で、被告訴人1及び被告訴人2は、その職権を濫用して、告訴人による告発権（刑事訴訟法第239条第1項）の行使を妨害しており、公務員職権濫用（刑法第193条）の罪を犯した。

5. 又、被告訴人1及び被告訴人2が、告発状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告発を無効ならしめた結果、告訴人は、本来は必要がないのに、同一の事件について他の捜査機関に再告発しなければならなくなった。実際に、告訴人は、2013年9月19日、告発状及び付属書類を、警察庁長官宛てに簡易書留郵便で送付し、同一の事件について再告発した。この点で、被告訴人1及び被告訴人2は、その職権を濫用して、告訴人に義務のない再告発を行わせており、公務員職権濫用（刑法第193条）の罪を犯した。

6. 犯罪捜査規範(国家公安委員会規則第二号)第63条1項は、「司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があったときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。」と規定している。従って、告訴人の告発を受理しなかった被告訴人1及び被告訴人2の行為は、明らかに、犯罪捜査規範第63条1項に違反している。

7. 告訴人は、2013年9月18日15時20分頃、被告訴人2に電話を掛け、「告発の不受理は、刑事訴訟法に定められておらず、又、犯罪捜査規範第63条1項に反した違法行為である。」などと伝えた。それに対して、被告訴人2は、「告発状の返送が不当だと言うのなら、私を訴えても構わない。告発の不受理は、捜査二課としての判断である。責任者(被告訴人1)と話しをすることはできない。」などと言い、一向に態度を変えなかった。

【第3】 添付書類

資料説明書 1通

資料1~資料8 各1通

以上